

**請負人の担保責任 管業 R02-02-1 《#453》**

**【問】 正誤をつけよ。**

マンションの区分所有者Aは、リフォーム会社Bとの間で、住戸内の浴室をリフォームする内容の請負契約を締結した。Bの施エミスにより浴室から水漏れが生じていても、修補が可能な場合には、AはBに対して、直ちに代金減額請求をすることはできない。

**【答え】 正しい**

**《ポイント》 売買の規定の有償契約への準用**

この節(「**売買**」)の規定は、売買以外の**有償契約**について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。(民法 559 条)

⇒ **請負人の担保責任**は、原則として、**売主の担保責任の規定**が適用される

**《補講》 買主の代金減額請求権**

前条第一項本文(「**買主の追完請求権**」)に規定する場合において、**買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは**、買主は、その不適合の程度に応じて**代金の減額を請求することができる**。(民法 563 条 1 項)

⇒ 原則として、**買主(注文者)**は、**履行の追完請求を先に行う必要がある**